

議案第 3 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「100 分の 10」の次に「(医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、100 分の 25)」を加える。

別表第 5 の 2 エ医療職給料表（二）級別基準職務表 1 級の項から 3 級の項までの規定中「作業療法士」の次に「、言語聴覚士」を加える。

別表第 6（2）病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当の表中

「

2 医務研究手当	病院長及び医療参事	月額	300,000 円以内
	医師及び歯科医師	月額	250,000 円以内
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が午後 4 時から翌日の午前 9 時までの間に夜間看護に従事したとき	1 回	4,900 円

を

「

2 医務研究手当	病院長及び医療参事	月額	450,000 円以内
	医師及び歯科医師	月額	400,000 円以内
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護の業務に従事したとき	1 回	6,500 円

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 6（夜間看護手当に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に従事を開始する看護の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事

を開始した看護の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。